

所得税・市(都) 民税の申告

青梅税務署では、所得税、復興特別所得税、個人事業者の消費税、地方消費税、贈与税の申告書作成会場を開設します。

※原則、ご自身のスマートフォンで、申告書を作成していただきます。

青梅税務署での
所得税等の申告書
作成会場開設期間



▽日時 2月17日(月)～3月17日(月) (土曜・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分～午後4時

※午前9時から相談を開始し、申告書の受付は午後5時まで

※3月2日(日)は、立川税務署で、相談・受付を行います。

▽場所 青梅税務署

※2月3日(月)から3月17日(月)までの期間は、青梅税務署の駐車場は使用できません(身体障がい者用車両などを除く)。

JR青梅線河辺駅北口の「イオンスタイル河辺」の立体駐車場5～7階(1階は駐車不可)か、公共交通機関をご利用ください。

▽入場整理券が必要です

申告書作成会場での相談は、「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日会場で配付するほか、2次元コードからLINEアプリで国税庁公式アカウントを友だち追加し、事前発行の申込みができます。

※入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

※3月中は、入場整理券の入手が困難となることが予想されます。



さあ 自宅でe-Tax
マイナンバーカードと
スマホで申告

▽確定申告は、ご自宅でスマホによるe-Tax申告がおすすめです。「自宅からのe-Tax」5つのメリット

- ① 自宅から申告可能
 - ② 24時間利用可能(確定申告期間のみ)
 - ③ 申告書がデータで取得可能
 - ④ 添付書類提出不要
 - ⑤ 早期還付(3週間程度で還付)
- ※マイナンバーカード連携を利用すると、控除証明書等のデータを自動入力できます。
- ※ご利用には、事前準備が必要です。

所得税の
確定申告が必要な方



▽給与所得者の場合

●令和6年中の給与収入金額が2千万円を超える方

●給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方

●給与の支払いを2か所以上から受けている方

●年末調整をされなかった方

▽事業所得、不動産所得者などの場合

●1年間の合計所得金額が所得控除額の合計を超える方

▽その他、確定申告により所得税が還付となる場合

●マイホームをローンなどで取得した場合

●多額の医療費を支払った場合

●災害などで損害を受けた場合など

※詳しくは、国税庁ホームページ等でご確認ください。

申告書の提出・
納税の期間

▽令和6年分の所得税・復興特別所得税の確定申告書 2月17日(月)～3月17日(月)

※還付申告は、2月17日(月)以前でも提出できます。

▽令和6年分の贈与税の申告書 2月3日(月)～3月17日(月)

▽令和6年分の個人事業者の消費税、地方消費税の確定申告書 1月6日(月)～3月31日(月)

申告書の提出

申告書等の控えに収受日付印の押なつは行いません。申告書等を書面で提出する際は、申告書等の正本(提出用)のみを提出してください。

申告書の郵送などの受付

3月17日(月)(消印有効)までに確定申告書と必要書類を同封し、郵送か信書便で提出できます。

▽郵送先 東京国税局業務センター 武蔵府中分室(青梅税務署)

署) (〒183-8510 府中市本町4-2)

「医療費控除の明細書」の
添付が必要です



医療費控除を受けるには、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要です(医療費の領収書などの提出は不要ですが、税務署から提示・提出を求められる場合があります。そのため、5年間の保管が必要です)。

医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付した場合、「医療費控除の明細書」の記入を省略することができます。この医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。

※医療費通知に、自己負担額が記載されていない場合など、確定申告に使用できないことがありますので、詳しくは、加入する健康保険組合等に確認してください。

マイナンバー(個人番号)の
記載も必要です

所得税、復興所得税などの申告書には、税務署へ提出の都度、マイナンバー(個人番号)の記載が必要となります。

※マイナンバーカードや社会保障・税番号制度に関することは、マイナンバー総合フリーダイヤル「☎0120-950178(無料)」へお問い合わせください。

にせ税理士・
にせ税理士法人に
ご注意ください

税理士資格の無い者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けている等のため依頼者(納税者)が不測の損害を被るおそれもあります。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

青梅税務署主催
税理士による無料申告相談
(事前予約制)

▽期日・場所

●2月3日(月)・4日(火)：五日市出張所2階会議室

●2月5日(水)～7日(金)：あきる野ルピア3階ルピアホール

▽申込方法 オンラインによる事前申込が必要です(電話受付不可)。

※事前申込サイトについてのご質問は、青梅税務署にお問い合わせください。

市が実施する
申告・相談受付

市では、市(都) 民税の申告受付とともに、e-Taxでの申告を行うことができない方を対象として、簡易な所得税等の確定申告書作成支援と申告受けを行います。

市(都) 民税の
申告が必要な方

別図 掲載

公的年金等が400万円

以下の方について

(その他の所得が20万円以下に限る)

原則、申告は、不要ですが、年金の源泉徴収票に記載されて

